

子育て

母子家庭のお母さんへ 高等技能訓練促進費等支給 事業が始まります

母子家庭の母親が就業に結びつきやすい資格の取得を容易にし、経済的自立を促進することを目的に平成23年4月1日から高等技能訓練促進費等支給事業を開始します。支給を希望される方は3月25日までにこのも課子育て支援係まで事前相談をお願いいたします。

●種類

- 高等技能訓練促進費
修業期間中の生活費の負担軽減を目的に支給します。
- ・支給期間 養成訓練の期間(平成23年度中に訓練を開始した場合、最大36カ月)
- ・支給額
- 【市町村民税非課税世帯】
月額 14万1000円
- 【右記以外の世帯】
月額 7万5000円
- 入学支援修了一時金
養成訓練の修了後に一時金を支給します。
- ・支給額
- 【市町村民税非課税世帯】
5万円
- 【右記以外の世帯】
2万5000円

●対象となる資格

- ① 看護師(准看護師含む)
- ② 介護福祉士
- ③ 保育士
- ④ 理学療法士
- ⑤ 作業療法士

●対象者

(次の要件をすべて満たす方)

- ① 児童扶養手当の支給を受けている方、または同等の所得水準にある方
- ② 養成機関で2年以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方
- ③ 生活保護を受けていない方
- ④ 過去に訓練促進費などの支給を受けていない方
- ⑤ 事前相談を行った方

●問い合わせ

子ども課子育て支援係

TEL (23) 8932

子育て・DV・離婚に関する相談窓口

市では、子育てやDV(家庭内暴力)・離婚に関する相談を受け付けています。電話による相談も可能です。

《子育てに関する相談》

お気軽にご相談ください。

●日 時 毎週月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時

●場 所 子育て相談室
(市役所東別館内)

TEL (24) 0112

●相談内容

子育てに関する悩み・不安、不登校やいじめ、または親子関係の問題など

●相談員 家庭相談員
《DV・離婚に関する相談》
ひとりで悩みを抱えず、まずはお電話ください。

●日 時 毎週月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時

●場 所 子ども課子育て支援係
(市役所東別館内)

●相談内容 配偶者などからの暴力や、離婚など夫婦間の問題

●相談員 婦人相談員

●問い合わせ

子ども課子育て支援係

TEL (23) 8932



ひとり親家庭の小・中学校新入生に記念品を配布します

●対象児童

大田原市内に3カ月以上住んでいて、今年4月に市内小・中学校に入学予定の母子家庭・父子家庭の児童、または両親以外の方に養育されている児童

●記念品

子育てチケット7000円分

●配布時期 3月中旬

(後日、申込者に直接通知します)

●受付期間 2月25日(金)まで(土・日・祝日を除く)

●申込方法 次の窓口へ直接または電話でお申し込みください。
●申し込み・問い合わせ
子ども課子育て支援係

TEL (23) 8932

湯津上支所総合窓口課健康福祉係

TEL (98) 2112

黒羽支所市民福祉課健康福祉係

TEL (54) 1113



一時保育センターをご利用ください

●一時保育センター

(子育てプラザ館内)

専業主婦の乳幼児の一時預かり(前日午後4時まで)に子ども課で申し込みが必要です。

●内容

・料金 1時間300円

・お預かりできる時間 1回4時間まで

・回数 月4回まで

※詳しくは子ども課子育て支援係までお問い合わせください。

●問い合わせ

子ども課子育て支援係

TEL (23) 8932

